

調查票第四號

(工場)

秘

一般工場調査期間	季節作業工場調査期間
自昭和 年 月 日	自昭和 年 月 日
至昭和 年 十二月 末	至昭和 年 月 日

工場番號	※
------	---

本調査票ハ當該官廳ニ於テ秘密ノ取
扱ヲ爲スモノトス
本調査票ハ二月末日迄ニ提出スベシ
昭和 年 月 日提出

工場名					種類	數量	單位	價額
工場所在地								
主要事業					原料及材料使用額			
價額合計								
種類	數量	單位	價	額				
備考					備考			

工業主ノ
事務所及氏
名ハ
捺稱並
印ニ

本調査票ニ記入シ盡スコトヲ得ザルトキハ本調査票ト同一調査票ヲ追加使用スベシ
但追加業數ヲ明ニスル爲メノ欄内ニ記入スベシ

總數 葉中第 葉

記入注意

- 一般事項、調査の期間、工場名、工場所在地、主要事業、工業主の住所及氏名又は名稱並に捺印欄の記入に付ては第一號乙記入注意参照
- 原料及材料使用額
 - 生産の爲使用せられたる原料及材料は成るべく細別して之を記入すべし素材の規格、藥品の濃度、鑛石の品位等を異にするものは各別品目として記入すべし
 - 自家生産に係るものと雖原料及材料として使用したるものは之を記入すべし
 - 數量の單位は成るべくメートル法に依るべし
 - 其の他の單位は箇、枚、打等の如く記入すべし
- 束、仄、捆、樽、箱等の如き慣用の單位は品目又は地方に依り實數基に差異ある場合多きを以て之が内容の説明を備考欄に附記すべし
- 價額は購買價額に依るべし但し自家生産に係る原料及材料の價額は市價に依り之を計算すべし

工場調査規則

(昭和四年十二月二十八日
前工省令第十七號)

資源調査法第一條ノ規定ニ依り工場調査規則左ノ通定ム

工場調査規則(抄)

- 第一條 左ノ各號ノ一ニ該省スル工場ノ工業主ハ工場毎ニ毎年調査票第一號乙、第二號乙及第三號乙各四通ニ當該事項ヲ調査記入シ翌年一月末日迄ニ其ノ工場所在地ノ市町村長ニ之ヲ提出スベシ(該當工場略)
- 第二條 前條ニ規定スル工場ノ工業主ハ工場毎ニ毎年調査票第四號乃至第七號各三通ニ該當事項ヲ調査記入シ翌年二月末日迄ニ其ノ工場所在地ノ地方長官ニ之ヲ提出スベシ
- 第三條 前項ノ調査票ニハ様式第一號ニ準ジテ作製シタル其ノ工場ノ平面圖三通ヲ添附スルコトヲ要ス
- 第四條 前項ノ工場ノ平面圖ハ本則ノ規定ニ基キ既ニ提出シタルモノニ變更ナキ限り之ガ添附ヲ省略スルコトヲ得
- 第五條 鐵業法ノ適用ヲ受クル事業ヲ行フ工場及官公立工場ニハ本則ヲ適用セズ

(參照) 昭和四年四月十二日法律第五十三號資源調査法(抄)

第一條 政府ハ人的及物的資源ノ調査ノ爲必要アルトキハ個人又ハ法人ニ對シ之ニ關スル報告又ハ實地申告ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ資源調査ノ範圍、方法其ノ他必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 第一條ノ規定ニ依リ命ゼラレタル報告若ハ實地申告ヲ爲サズ又ハ虛偽ノ報告若ハ實地申告ヲ爲シタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第七條 當該官吏若ハ吏員又ハ其ノ職ニ在リタル者本法ニ依ル職務執行ニ關シ知得シタル個人又ハ法人ノ職務上ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス當該官吏又ハ吏員

第三條ノ規定ニ違反シタルトキニ處ス

職務上前項ノ秘密ヲ洩シタル者其ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキ前